3．代表者の氏名　ウェインライト・マイケル・隼人
4．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
5．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第1062号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成23年８月８日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
6．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。
平成23年２月８日
関東財務局長　森川　卓也

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。
1．供託者の商号　株式会社パワーコンサルティングネットワークス
2．住所　東京都渋谷区神宮前五丁目25番４号ＢＡＲＣＡ３Ｆ
3．代表者の氏名　代表取締役　谷崎　憲一
4．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
5．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第1929号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成23年８月８日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
6．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。
平成23年２月８日
関東財務局長　森川　卓也

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。
1．供託者の商号　サイテーション・ジャパン株式会社
2．住所　東京都中央区湊三丁目５番４号
3．代表者の氏名　代表取締役　澤田　　悟
4．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
5．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第1943号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成23年８月８日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
6．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。
平成23年２月８日
関東財務局長　森川　卓也

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。
1．供託者の名称　ＴＯＤＤ　ＤＡＶＩＤ　ＣＨＲＩＳＴＯＰＨＥＲ（コンパス）
2．住所　東京都渋谷区代々木５―18―10（旧住所：東京都渋谷区猿楽町２―11氷川ビル302号）
3．代表者の氏名　ＴＯＤＤ　ＤＡＶＩＤ　ＣＨＲＩＳＴＯＰＨＥＲ
4．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
5．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第2099号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成23年８月８日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
6．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。
平成23年２月８日
関東財務局長　森川　卓也

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。
1．供託者の名称　塚田　英俊
2．住所　神奈川県川崎市多摩区中野島５丁目４番１―436号
3．代表者の氏名　塚田　英俊
4．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
5．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第2226号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成23年８月８日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
6．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。
平成23年２月８日
関東財務局長　森川　卓也

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。
1．供託者の商号　株式会社リッツアセットマネージメント
2．住所　東京都新宿区新宿５―10―８
3．代表者の氏名　代表取締役　石田　賢弘
4．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
5．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第2361号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成23年８月８日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
6．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。
平成23年２月８日
関東財務局長　森川　卓也

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。
1．供託者の商号　ＡＫファイナンシャル・サービス
2．住所　兵庫県川西市南花屋敷４丁目14番12号
3．代表者の氏名　川村　朝子
4．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
5．上記の者（登録番号近畿財務局長（金商）第59号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成23年８月８日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて近畿財務局理財部証券監督課に提出されたい。
6．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。
平成23年２月８日
近畿財務局長　山崎　穣一

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。
1．供託者の商号　ＪＡＣＫ　ＨＵＭＭＥＲ投資顧問
2．住所　大阪府堺市西区菱木１丁2288番地１
3．代表者の氏名　池田　耕治
4．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
5．上記の者（登録番号近畿財務局長（金商）第224号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成23年８月８日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて近畿財務局理財部証券監督課に提出されたい。
6．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。
平成23年２月８日
近畿財務局長　山崎　穣一

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。
平成２２年（家）第１５８２号
岐阜県岐阜市神田町６丁目11番地
申立人　岐阜信用金庫
本籍京都府京都市左京区浄土寺西田町73番地、最後の住所岐阜県岐阜市北一色７丁目14番17号、死亡の場所岐阜県岐阜市、死亡年月日平成22年７月23日、出生の場所岐阜県稲葉郡、出生年月日大正３年10月24日、職業不詳
被相続人　亡　山本　静江
事務所岐阜市金町１―４　朝日生命岐阜ビル３階　長良川法律事務所
相続財産管理人　弁護士　御子柴　慎
岐阜家庭裁判所